

令和6年度第3回北斗市子ども・子育て会議 議事録

・日時 令和6年12月20日（金曜日）18:30～19:10

・場所 北斗市役所 1階 大会議室

・出席者（子ども・子育て会議委員）

北斗市町会連合会会長 大折 信明（会長）
北斗市校長会上磯中学校校長 浦田 慎一（副会長）
社会福祉法人侑愛会浜分こども園園長 佐々木 若子
社会福祉法人民生博愛会第二東光保育園園長 小池 寿美子
北斗市民生委員児童委員連合会会長 田中 幸憲
北斗市社会福祉協議会会長 柳谷 友明
北斗市母子保健推進委員会会長 松代 祐子
学校法人ゆうあい学園ゆうあい幼稚園園長 堀 浩介
北斗市PTA連合会上磯小学校PTA会長 佐々木 善史
七重浜こども園父母会会長 齋藤 舞
大野保育園父母会会長 渋谷 一世

（北斗市）

民生部長 田中 宏
子育て支援課長 竹内 直樹
子育て支援課保育係長 小濱 恵一
子育て支援課保育係主事 高間 拓希
子育て支援課保育係主事 金札 涼汰
子育て支援課母子保健係長 新川 沙奈
こども家庭センター長 宮崎 有美

・欠席者（子ども・子育て会議委員）

学校法人函館大谷学園函館大谷短期大学附属大野幼稚園園長 岡 陽子

（北斗市）

子育て支援課子育て支援係長 木戸浦 瑠衣
保健福祉課福祉サービス係長 山本 梢太
保健福祉課地域包括ケア推進係長 中田 智明
教育委員会学校教育課学校教育係長 加賀 裕介
教育委員会学校教育課教育支援係長 川村 香織

会議次第	発言者	発言要旨
開会前	事務局 (小濱)	開始時間前ですが皆様お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。 開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 初めに、本日の会議次第、次に、資料1「北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）」、資料2「北斗市放課後児童健全育成事業の今後の委託方針について」、資料3「北斗市放課後児童健全育成事業運営業務委託、公募型プロポーザル実施要領（概要版）」をお配りしております。 以上が、本日の会議資料でございますが、おそろいでしょうか。
	事務局 (小濱)	続きまして、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。 12名の委員のうち、11名の出席となっており、北斗市子ども・子育て会議設置要綱第8条第2項に規定する半数以上の出席がありましたので、本会議が成立しておりますことを御報告いたします。 また、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。 なお、本日は第3期北斗市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務をお願いしている、株式会社ぎょうせいの今泉様、菅野様が同席しておりますので、御承知おきください。 それでは、会議の議事進行は大折会長をお願いいたします。
1 開会	議長 (大折会長)	皆さん、今日は大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。 私のほうから進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから令和6年度第3回北斗市子ども・子育て会議を開催いたします。 本日の会議では、「北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案提示」と、「放課後児童健全育成事業の今後の委託方針について」でございます。
2 議題	議長 (大折会長)	それでは、次第2の議題（1）及び（2）について1、事務局より一括して説明をお願いします。

会議次第	発言者	発言要旨
	事務局 (小濱)	(資料 1、資料 2 により概要説明)
	事務局 (小濱)	説明中にありました基本目標 1 についてですが、基準値が把握できていないものは「ハイフン」で表示しております。こどもの権利について知っている人の割合を指標としていますが、現状、基準値を把握しておらず、今後アンケート等の実施により基準値が把握できるものと考えています。 したがって、現在 100%と目標値を設定しておりますが、この数値が適切かどうか委員の皆様から御意見をいただきたいと考えています。説明の後、事務局より数値提案をいたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。
	議長 (大折会長)	事務局の説明が終わりました。 ここまでで御意見など、皆さんございますでしょうか。
	田中委員	資料の 86 ページなのですが、この中で相談した経験の有無と相談相手についてということで書いてあるのですが、誰に相談したか相談相手について一切書かれていないのですけれども、書かれていないことを相談相手についてという表題を付けていいのかなという。
	事務局 (小濱)	こちらは、概要版のほうになっておりまして、実際は手元には詳細な資料としてあります。こちらのほうで判断できないようであれば、確認できるように修正を考えたいなと思うところです。
	田中委員	そうですね。そうやった時にこう、相談した経験が有無のところで、有るという人に対して誰に相談しているのかという根拠が一切ないので。 ただ相談したかどうかしか聞いてないという形になってしまいますよね、これでいけばね。でも、これには相談相手についてということを書いていたので、やはり誰に相談したのかというのは、やはり必要なのかなというふうに思います。
	事務局 (小濱)	趣旨としましては、相談できる人がいたかどうかとか、相談をしたことがあるとか、というところに主眼を置いているところでして、誰にというよりは相談する人がいるかないかというところに表示しているものになります。

会議次第	発言者	発言要旨
		先ほど説明したとおり詳細のデータはありますので、こちら追記して対応するようにしたいというふうに考えます。
	田中委員	分かりました。
	議長 (大折会長)	他にございますか。
	柳谷委員	4 ページなのですが、パブリックコメントの実施というところで、これは本計画の策定云々で、実施しますとなっていますが、実施しましたとしますか。
	事務局 (小濱)	実施しましたとして策定します。
	柳谷委員	分かりました。それと、39 ページのこども権利の保障と意見の尊重のページなのですが、指標項目のこどもの意見を聴取した事業数が、これ1 事業というのをどういうふうに考えたらいいか。令和11 年度末で、1 事業ということなのか。
	事務局 (小濱)	子どもの意見を聴取する、例えばこども議会等がありまして、こちらの意見を反映して実際に事業として実施できるものというものを、少なくとも1 事業を実施していくというような形で目標値と設定したところであります。
	柳谷委員	少なくとも1 事業ということは、複数はあるということですか。一つは少ないような感じがするのですが、どうですか。たくさん聴取する、そういうのがあっていいような気がするのですが、とは考えましたけれども。
	事務局 (小濱)	こちら御意見、1 事業では少ないということでしたので、できればこの会議の中で事業数の適切なところを目標値として設定できればいいというふうには考えるところでありますが、委員の皆様は御意見いただいてもよろしいでしょうか。
	議長 (大折会長)	先ほどの目標1 の数値目標の説明をするという、先ほどのお話でしたけれども、今ちょうどその内容だったわけですから、説明してください。

会議次第	発言者	発言要旨
	事務局 (小濱)	先ほどの素案説明で触れました、基本目標１の数値目標について、こどもの権利について知っている人の割合、こちら目標値１００％という形で記載しておりますが、北斗市で調査を実施していなかったため基準値がない状況で１００％と表記したところになるのですが、こども家庭庁が昨年度実施した、「児童の権利に関する条約の認知度等調査」の結果によりますと、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」を合計した認知度が、中学生以上で５４．５％となっております。 したがって、北斗市の当座の目標として、こどもの権利について知っている人の割合、目標値１００％となっているところを６０％と設定したいと考えております。こちらの審議を事務局の提案としたいと思ったところでありますが、御審議をよろしくお願いいたします。
	議長 (大折会長)	１番目の子どもの権利について知っている人の割合の目標値をどうするかということで、とりあえずお話ししてよろしいですか。 みなさんの御意見を聞きたいと思いますが、６０％でよろしいでしょうか。
	佐々木善史委員	６０％にするのは全然いいのですが、これ母数ってどういう人たちが母数なのか。一般市民が母数なのか、今おっしゃったように、１８歳未満が母数なのかというところがちょっと分からないですけれども。
	事務局 (小濱)	今回計画作りに当たってニーズ調査を昨年度に行っております。そちらのニーズ調査の対象というのが、子どものいる保護者様を対象に実施したところになります。ですので、次回の実施するニーズ調査において、同様に保護者の方を対象に調査させていただこうというふうに考えておりました。
	佐々木善史委員	それでは、今設定する６０％というのは、あくまで保護者の６０％という認識ですかね。子どもは含めないで。
	事務局 (小濱)	子どものほうにも、今回ヤングケアラーの調査を兼ねまして、生活の実態調査というものをしております。そちらは小学生、中学２年生、高校２年生世代ということで、子どもに直接アンケートを実施しました。

会議次第	発言者	発言要旨
		次回もこちらのアンケートを実施する予定になっておりますので、そちらのほうで数値を拾っていこうというふうに考えていたところです。
	佐々木善史委員	ということは、母数としては保護者と、今おっしゃった子どもたちの分が分母ということですね。
	事務局 (小濱)	はい、そうです。
	佐々木善史委員	分かりました。
	議長 (大折会長)	それでは、目標値は60%ということで皆さんよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ)
	議長 (大折会長)	先ほど、柳谷委員から話があった、事業数1事業、少なくとも1事業ということですが、これについて御意見はありますか。
	佐々木善史委員	こども議会という事業はもうあると。それ以外の事業を作るかどうか、それとも既存であるのかという話だと思うのですが。1に対して1事業なのかな、ちょっと分からないのですが。
	事務局 (小濱)	こちら想定としましては、こども議会のほうで出される議題の中で実施できるような事業があればというふうに捉えているところです。
	柳谷委員	こども議会の中でいろいろと聴取をして、その中でいろいろな事業を増やすというふうに話しているような気がするのだけれども、その中で幾つか、こども議会で出た意見をもとにして、幾つかの事業を見るというふうなことなのですか。
	事務局 (竹内)	こども議会だけでなく、例えば青少年の主張とか、そういった部分で子どもたちの意見を聞いて、具現化したいというのが我々の思いです。 そこで、今現段階ではそういった事業というのがないことから、まずは一つ達成しようということで、確かに柳谷委員のおっしゃるとおり、少ないようは見えるかもしれませんが、ゼロから1にしていくという部分で、1つという事業数で目標値にさせていただいたところでございます。

会議次第	発言者	発言要旨
	柳谷委員	分かりました。
	議長 (大折会長)	その他、ありませんでしょうか。
	副議長 (浦田副会長)	先日のこども議会のほうにも私、参加して見ているのですが、多分この、こども議会や青少年育成も毎年参加させていただいて、子どもの意見を実際に実現可能なものと、子どもには申し訳ないのですが、はるか物すごい夢とか様々あるのですよね。そういった中で、今この事務局でおっしゃったように実現可能なものを取り上げていくということですよ。実現していきましょうということだと思いますので、現状なかなか予算的にも、いろいろな意味でもできない、すごい気持ち分かるのだけど難しいなというのもあったり、明日からでもできそうだねっていうのもあったりしますので、現状ゼロということであれば今年一つでも、せいぜい増やしても二つかなというふうに見て、こども議会とか青少年健全育成大会とか参加させてもらっているってところですね。一応、見ている立場から言わせていただきました。
	事務局 (竹内)	柳谷委員がおっしゃられた部分、浦田副会長からも言われた部分、確かに本当にその通りでございます。 実際に、我々としてもですね、1個を達成するっていうわけではなくて、2個でも3個でもできる限り数多く達成していきたいという部分が目標でございます。 ただ、実際に達成可能であろうかという部分で見ていたところはございます。一つというのはおっしゃる通り本当は少ないと思いますので、今出た2事業でも少ないかもしれないんですけども、そこを目標っていうことで、2事業にさせていただいてもよろしいでしょうか。
	議長 (大折会長)	よろしいですか。皆さん異論がなければ2事業に変更したいと思います。 では、2事業ということでよろしいですね。 (「はい」と呼ぶ)
	議長 (大折会長)	では、基本目標1は、改めて上から順番に、100%から60%、2段目が100%、3段目が2事業ということにしたいと思います。 よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ)

会議次第	発言者	発言要旨
	議長 (大折会長)	他に御意見がありませんでしょうか。
	柳谷委員	たびたびすみません。これに関連した質問でいいのですよね。例えば、62ページの確保方策という、この数値がこの5年間ずっと同じになっているのですが、それは63ページのほうでも同じなのですが、これはこういう考え。例えば、63ページの7番の子育て援助活動のところなども、例えば令和7年が759に対して850と、それが850という数字が令和11年度まで同じく続くのですが、今の見込みというのがずっと減っていつているのですけれども、この数字というのは同じということですか。
	事務局 (小濱)	確保方策の考え方なのですが、現状の定員をベースに数値設定しておりまして、量の見込みにあるとおり需要数というのは減少傾向にあるのですけれども、こちらの定員変更が必要な施設が出ることも想定してはいるのですが、現段階においては定員相当で見込み量を充足できる状態でありますということで、表現しています。
	柳谷委員	分かりました。それともう一ついいですか、すみません。 62ページの養育支援訪問事業の関係ですけれども、これを読みますと、養育支援訪問事業で実施していた育児・家事援助支援を切り離して、65ページの子育て世帯訪問支援事業ですか、こちらのほうに移したというふうなことでよかったですか。新たにこれが新設されたということですよ。
	事務局 (竹内)	そのとおりでございますが、まず児童福祉法の一部改正する法律というのがありまして、養育支援訪問事業を見直しされました。今までやっていた家事・養育に係る部分の養育支援訪問事業が、子育て世帯訪問支援事業に移行した形になります。そのため、新たなこの部分の子育て世帯訪問支援事業自体が、市町村子ども子育て支援計画における、児童福祉法の今までの養育訪問支援授業と同様の場所に位置づけられたという形になっております。
	柳谷委員	それとですね、申し訳ないです。65ページの12番の子育て世帯訪問支援事業、今の関係なのですが、これで、ヤングケアラー等がいる家庭のところがあるのですが、子育て世帯の訪問支援事業の中で、家庭、妊婦、ケアラー、ヤングケアラーと入ってしまっていてね、随分幅広くここを捉えているのかなと。その訪問支援員という方がい

会議次第	発言者	発言要旨
		らっしゃって、それでそれを採用するということなのでしょうけれども、このヤングケアラーという問題、すごく人権問題にも及ぶ問題と今なってます、そういったこともあって、訪問支援員がちょっと資料を見ましたら、この市町村が適当と認める基礎的な研修内容の中に、支援対象者の理解ということでヤングケアラーというのがある。恐らくこれの研修をその訪問員が、これは訪問員が最初やるときに、こういう研修を受けるのですか。
	事務局 (竹内)	養育支援訪問のときも同様に研修を行っているところです。
	柳谷委員	特別、それ以外の人という方は、訪問支援員はそういう基礎的な研修ということはやっていらっしゃるのですか。全部がやっているのですか。
	事務局 (竹内)	そのとおりです。
	柳谷委員	それはどの割合でやっているのでしょうか。一度、訪問支援員になりました。そうすると、やらない研修というのは。
	事務局 (竹内)	訪問支援員になるときに、実施したはずです。
	柳谷委員	せっきくの5か年計画ですので、日々変わるのですよ。ここでは研修とかって書いていますけれども、聴く者としても、やはりそれ相応の研修を受けて、そのときにあった対応というものも必要になってくると思います。その研修というようなものを5か年の中に、例えば1年に1回とか、何年に1回とか、研修というようなものを盛り込んだらどうなのかなというふうに思っていました。
	事務局 (竹内)	そうですね、確かにそういう形で研修を進めて、スキルアップして、常に更新していくというのが非常に大切なことだと思いますので、検討させていただきます。
	議長 (大折会長)	他に御意見ございませんでしょうか。 (「はい」と呼ぶ)
6 閉会	議長 (大折会長)	それでは、以上で終わりましたので、事務局へお返しします。

会議次第	発言者	発言要旨
	事務局 (小濱)	ありがとうございました。 今日いただいた意見と、修正の部分のほうに反映しまして、この後パブリックコメントの手続きを年内に実施したいと思います。 次回の会議なのですが、2月上旬を予定しております。 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。
	一同	ありがとうございました。